

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課税				税		控除				課税実数		免税	
	一般税率適用		特例税率適用		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 〔第7条第1項〕				未納税 移出	輸出免税
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量
清酒	165,851	16,572,366	2,117	169,519	167,966	16,741,884	7,433	736,988	-	-	160,531	16,004,896	218,731	14,551
合成清酒	2,191	218,617	-	-	2,191	218,617	29	2,929	-	-	2,161	215,687	2,049	29
連続式蒸留焼酎	13,855	3,454,223	-	-	13,855	3,454,223	137	35,127	-	-	13,718	3,419,096	4,020	462
単式蒸留焼酎	1,697	413,925	11	869	1,708	414,794	41	10,206	-	-	1,666	404,593	911	89
みりん	32,555	651,135	-	-	32,555	651,135	682	13,650	-	-	31,873	637,484	21,456	637
ビール	486,220	87,994,934			486,220	87,994,934	6,942	1,260,418	-	-	479,275	86,734,512	23,822	15,574
果実酒	8,404	832,843	667	53,328	9,072	886,171	1,634	160,538	-	-	7,437	725,633	1,900	8
甘味果実酒	1,113	184,259	1,344	107,478	2,457	291,737	220	20,751	-	-	2,237	270,987	1,397	293
ウイスキー	25,374	9,967,708	10,308	824,636	35,681	10,792,344	569	191,812	-	-	35,112	10,600,528	63,241	6,979
ブランデー	1,270	485,326	0	24	1,270	485,350	2	854	-	-	1,268	484,496	1,616	126
原料用アルコール	X	X	-	0	X	X	X	X	-	-	X	X	59,847	1,624
発泡酒	459,372	61,779,807			459,372	61,779,807	714	97,133	-	-	458,657	61,682,675	9,956	64
その他の醸造酒	88	8,663	6	533	94	9,196	1	60	-	-	94	9,137	9	5
スピリッツ	5,909	1,817,005	259,912	20,793,013	265,821	22,610,018	3,440	324,396	-	-	262,384	22,285,621	209,346	6,067
リキュール	20,722	5,783,863	186,035	14,882,918	206,759	20,666,784	4,512	377,612	-	-	202,246	20,289,172	181,443	5,214
粉末酒・雑酒	X	X	0	0	X	X	X	X	-	-	X	X	0	0
軽減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 447,866	-	-
合計	1,224,631	190,169,768	460,400	36,832,322	1,685,030	227,002,090	26,361	3,232,498	-	-	1,658,668	223,321,729	799,749	51,735

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

(注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令和2年度	191,827	21,578,197	2,160	214,794	16,764	4,189,812	331,067	69,487,801	977,955	97,293,814	1,519,779	192,764,413
令和3年度	180,890	19,610,448	2,095	208,571	17,611	4,490,867	359,182	71,787,287	929,229	98,306,768	1,489,006	194,403,944
令和4年度	181,260	19,642,099	2,250	224,123	15,524	3,961,956	435,670	87,066,596	931,315	100,586,256	1,566,013	211,481,032
令和5年度	166,645	17,071,336	2,216	220,984	14,479	3,655,631	478,536	91,409,566	923,735	106,247,751	1,585,620	218,605,272
令和6年度	160,531	16,004,896	2,161	215,687	15,384	3,823,689	479,275	86,734,512	1,001,318	116,990,812	1,658,668	223,321,729

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(447,866千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
滋賀県計	1,547	154,871	X	X	X	X	10	2,580	-	-	42,933	7,767,680	滋賀県計
京都府計	62,293	6,194,470	X	X	X	X	373	91,707	X	X	93,579	16,935,850	京都府計
大阪府計	739	72,536	X	X	X	X	X	X	X	X	252,613	45,720,321	大阪府計
兵庫県計	91,692	9,162,242	1,041	103,668	2,731	653,214	346	85,650	12,360	247,206	89,657	16,225,043	兵庫県計
奈良県計	2,421	240,971	-	-	-	-	X	X	X	X	160	27,634	奈良県計
和歌山県計	1,839	179,806	-	-	X	X	75	15,806	86	1,724	333	57,984	和歌山県計
総計	160,531	16,004,896	2,161	215,687	13,718	3,419,096	1,666	404,593	31,873	637,484	479,275	86,734,512	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
滋賀県計	X	X	X	X	76	36,707	X	X	-	-	45,268	6,140,901	滋賀県計
京都府計	320	31,060	28	2,841	3,299	1,274,943	X	X	X	X	135,858	18,251,761	京都府計
大阪府計	6,871	672,013	2,191	266,204	31,278	9,102,243	1,028	387,419	X	X	123,849	16,643,853	大阪府計
兵庫県計	154	15,031	7	725	452	183,519	215	87,906	1	1,083	153,483	20,610,702	兵庫県計
奈良県計	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	87	15,353	奈良県計
和歌山県計	9	969	11	1,217	X	X	X	X	X	X	112	20,105	和歌山県計
総計	7,437	725,633	2,237	270,987	35,112	10,600,528	1,268	484,496	X	X	458,657	61,682,675	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		軽減額		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
滋賀県計	50	4,852	△ 116	△ 16,372	8	1,076	X	X	-	△ 46,607	89,844	14,051,347	滋賀県計
京都府計	11	1,066	143,957	11,564,740	34,907	2,807,012	0	28	-	△ 100,105	504,215	59,854,386	京都府計
大阪府計	7	633	54,272	5,387,407	76,416	9,715,709	-	-	-	△ 51,450	551,881	88,558,812	大阪府計
兵庫県計	5	589	48,130	4,049,707	71,616	6,132,745	3	521	-	△ 127,453	471,893	57,432,093	兵庫県計
奈良県計	19	1,823	9	3,531	1,750	181,582	X	X	-	△ 59,898	4,475	415,575	奈良県計
和歌山県計	2	174	16,132	1,296,608	17,549	1,451,048	0	2	-	△ 62,353	36,360	3,009,516	和歌山県計
総計	94	9,137	262,384	22,285,621	202,246	20,289,172	X	X	-	△ 447,866	1,658,668	223,321,729	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和7年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等混和 ②	焼酎の品目別アルコール分等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+③-④〕	
清酒	kL (128,427)	kL	kL	kL	kL (127,433)	kL (109,518)
合成清酒	132,667	1		3,168	129,500	116,772
連続式蒸留焼酎	(1,489)		685	10,333	(1,411)	(21)
単式蒸留焼酎	2,303	-		119	2,183	34
みりん	21,341	1			11,693	1,095
ビール	403	2	1,095	2,039	△ 542	1,859
果実酒	43,187	27		14,313	28,899	2,934
甘味果実酒	483,844	-		4,439	479,402	7,538
ウイスキー	811	-		139	671	1,249
ブランデー	1,518	-		893	625	614
発泡酒	35,840	-		28,267	7,570	12,612
その他の醸造酒	1,566	-		59	1,507	460
原料用アルコール・スピリッツ	552,624	-		142,484	410,141	6,168
リキュール	248	-		150	96	120
粉末酒・雑酒	238,749	-		13,415	225,335	14,749
合計	267,132	669		74,234	193,568	21,425
	40	-		2	38	65
合計	1,782,273	700	1,780	294,061	1,490,694	187,701

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
令 和 2 年 度	147,808	2,198	14,796	△ 56	37,762	348,323	1,346	25,359	39,825	68,997	190,576	541,864	6	1,418,805
令 和 3 年 度	146,118	2,156	16,302	△ 785	34,905	373,102	1,223	12,485	47,732	50,204	202,785	489,018	5	1,375,252
令 和 4 年 度	150,601	2,270	14,233	△ 1,345	29,974	450,116	1,090	6,544	48,060	46,811	176,116	490,237	4	1,414,704
令 和 5 年 度	145,221	2,303	12,788	△ 1,055	27,694	480,330	1,236	6,628	210,307	20,418	174,097	344,506	3	1,424,471
令 和 6 年 度	129,500	2,183	11,693	△ 542	28,899	479,402	1,296	9,077	410,141	96	225,335	193,568	38	1,490,694